

松下幸之助記念財団 研究助成  
研究報告

【氏名】杜崎 群傑

【所属】(助成決定時)中央大学大学院法学研究科政治学専攻

【研究題目】

「中国『代議』政治の研究——中国共産党の正統性の調達をめぐって——」

【研究の目的】

本研究は中華人民共和国成立時期の中国人民政治協商会議や地方における人民代表会議、さらにはここで採択された法案などを分析対象として、同時期の中国の政治制度がいかなるものであったのかについて検討を行うものである。さらにこれらの検討を通して、中国の権威主義的体制、いわゆる党政一体国家体制がどのように形成されたのか、中国共産党がどのように統治の「正統性」を獲得し、その権威を浸透させていったのか、そしてこのような体制が後の中国にどのような影響を及ぼしたのかを検証し、さらにその現代的な意味についても考察するものである。

そのために本研究は、申請者が実際に入手した1次資料と新たな視角をもとに、(1)中国共産党はいかなる意図をもって、このような政治協商会議や地方の人民代表会議を開催することを決定したのか、(2)政治協商会議および人民代表会議の選挙はどのように行われ、またここではどのようなことが討論され、決議がなされたのか、(3)これらによって組織された人民政府はどのような政権構造であったのか、以上3点を検討することによって、(4)中共の正統性の調達がどのように行われていったのかを検証する。その上でさらに、こうして獲得された政権の正統性が、その後の中央の政権構築とその運営にどのように活かされていったのかを考察するものである。

【研究の内容・方法】

本研究は「正統性」「合法性」の調達手段として中国共産党に注目され、同時に中国建国(1949年)前後の各行政レベルにおいて立法・代議機関の役割を持つと見なされていた「人民代表会議」「人民代表大会」・中国人民政治協商会議、および建国当時、憲法の役割を果たした中国人民政治協商会議共同綱領を分析対象として、建国期において中国共産党がいかにして「正統性」「合法性」を調達し、その権力を構造化していったのかという課題に取り組んだ。

では、なぜ建国期の、それも「人民代表会議」制度を研究する必要があるのだろうか。第1に、それには、この時期の「人民代表会議」などが有していた機能と関わっている。すなわち、それまで一地域政権に過ぎなかった中国共産党は、内戦の勝利を目前にし、自らが新しい政府を組織することが確定した段階で、中国国民党と統治権力を争奪し、新しい中国を統治するために、自らを孫文以来の中国革命の正統な継承者であることを中国全土に認識させ、これに対する民意を獲得したことをアピールする必要性に迫られていた。まさにこのような「正統性」「合法性」調達の手段として、「人民代表会議」が注目されていたということである。

第2に、このような「人民代表会議」において、各級人民政府が組織され、また綱領や「施政方針」などの重要な決議が採択されていることから、中国共産党の統治にとって重要な事項がここで決定されていった。中国共産党は「人民代表会議」において、組織やその人事、さらには重要決議を採択することによって、大衆の支持・同意を取り付けたという名目の下、「人民代表会議」によって組織される政府や、重要決議に対する「合法性」(Legality)と「正統性」(Legitimacy)を付与していったと思われる。

第3に、上述との関連で、「人民代表会議」開催の過程で、「憲法制定権力」が中国共産党によって掌握されていたということである。カール・シュミットが言うように、「憲法制定権力」を有する者は、多大なる影響力を行使することができる。従って、中国共産党にとっても、これを保持することによって、重要な権力強化の根拠を獲得していったことになる。

その上で本研究では事例研究として華北および石家荘市を取り上げた。これは、華北地域は中国共産党にとって「抗日戦争」中からの重要な根拠地の1つであり、また石家荘市は内戦後最初に中国共産党に接收・統治された「新解放区」の都市であり、かつ華北の中では有数の大都市であったためである。

## 【結論・考察】

以上のような検証を通して、本研究では中国共産党が各行政レベルにおいて、如何に「合法性」「正統性」を調達し、これによって政党制を一党制の方向へと前進させ、「指導」「主導権」を確立したのか、その特質と限界について考察した。

本研究では主に以下のような結論が得られた。

第1に、当時の中国の政党制は「ヘゲモニー政党制」(＝人民民主独裁)という、一党制により近づいたものとなっていた。

第2に、中共は統治の「正統性」を調達したことを内外に明示しつつ、「人民代表会議」の招集・開催権の掌握→党員代表の過半数以上の確保→「人民代表会議」指導幹部の中での優位性の確保(国家と党の上層部の人事的融合と一体化)→重要決議・法案の起草権の掌握→「人民代表会議」機関における党グループの設置、という「指導」確立のための手段によって、自らの「指導」を確立させていった。

しかし、第3に後の一党独裁体制と比べて、中共の権力にも脆弱性があったことも事実であった。それは民主党派の支持を得て内戦を勝利した中共にとって、むしろこのような行為は直ちに統治の「正統性」の喪失につながったためである。